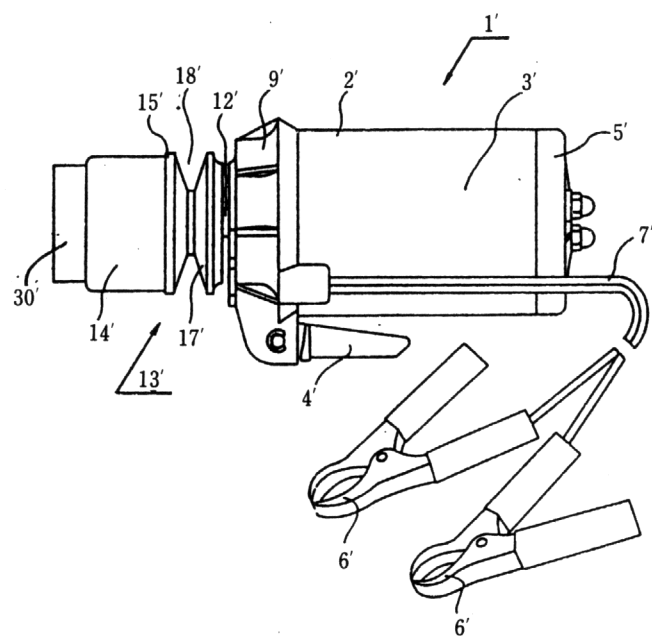
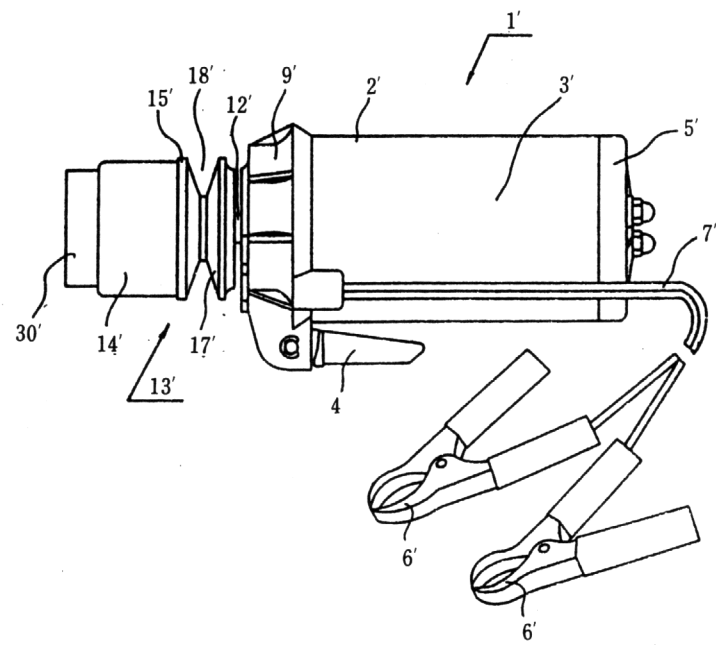


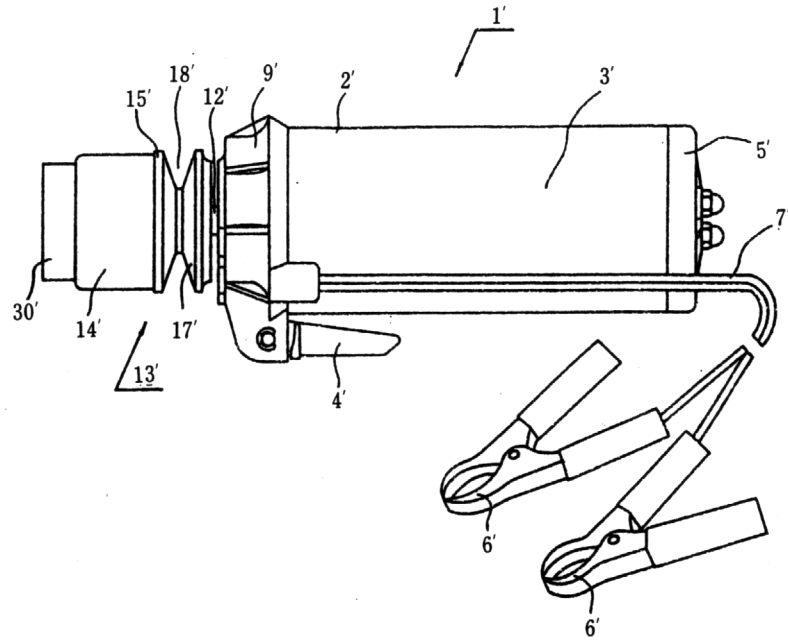
第1図



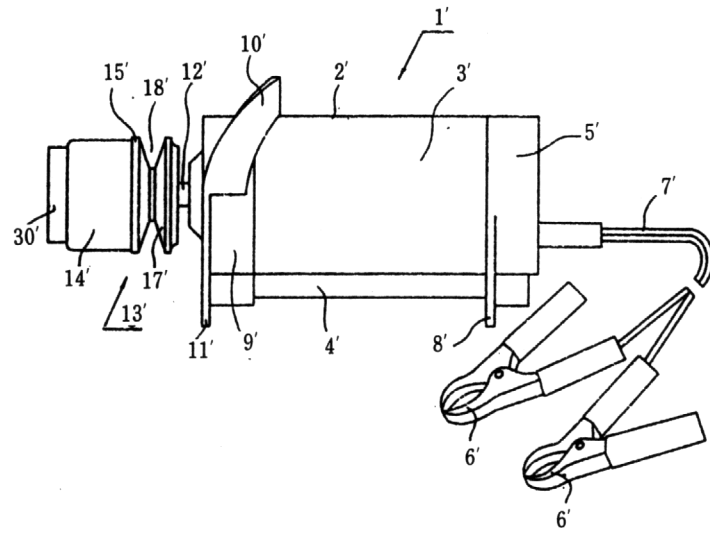
第2図



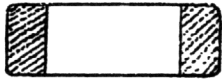
第 3 図



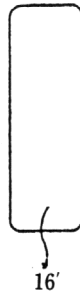
第4図



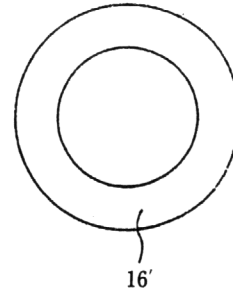
第 7 图



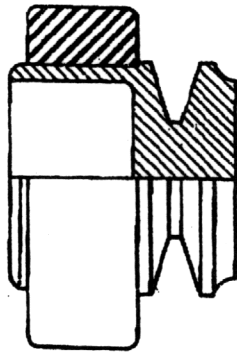
第 6 图



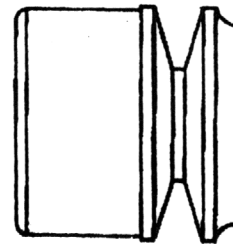
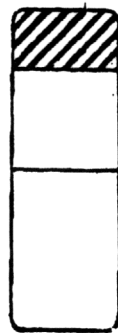
第 5 图



第 9 图



第 8 图



ご警告

電動スターター用ブリーコーンに設けた「ストッパー」

弊社が製造発売しております「スーパースターター」に装着のカー用ゴム・アダプターの「ストッパー」つきブリーコーンは、従来その広告中に表記しておりますように、弊社が実用新案として出願し、既に特許庁から公開されています。申すまでもなく弊社の製品の「スーパー・スターター」には、昭和54年以来この方案を実施しており、またその化粧箱にも、それを示す図柄になっています。このように、いやしくも業界人であれば、この間の事情を充分認識できるにも拘らず、今回、大阪府の〇社から、明らかに弊社のこの方案（財産権）を無断使用した製品が、貴々と製造販売されていることは遺憾の極みであります。我が業界、特に流通関係各位が上述の状況をご察くださり、~~必ず貴社製品スーパースターターのうち~~、本件に抵触するものは速やかに適当なご処断を下さるよう、ご警告申し上げます。勿論、弊社の顧問弁護士を代理人として、この事件の処理にあたります。念のため重ねて申し上げますが、以後流通業界各位におかれまして、引続きご販売の事実が明らかになった場合の処置に関しては、全てその貴方様の責に帰すことになります。貴々ご注意くださるようお願い申し上げます。まずは取急ぎご警告いたします。

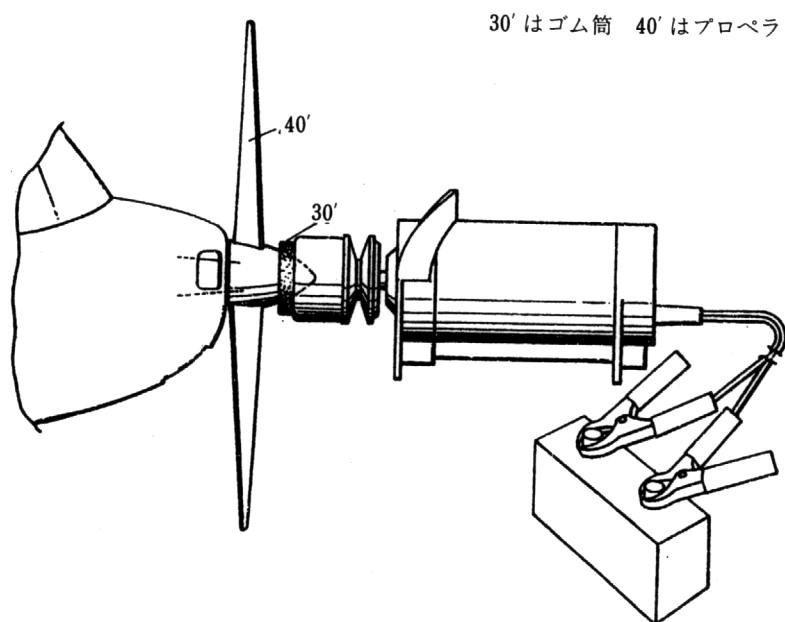
昭和57年9月23日



株式会社ノバ 〒271松戸市三美小台4-4-24

別紙

説明図



実用新案公報

実用新案出願公告昭六〇―二六二三三

公告 昭和六〇年（一九八五）八月七日

考案の名称 模型レーシングカー用スターター

実願 昭五四―二八二二七

出願 昭五四（一九七九）九月一八日

公開 昭五六―四七二六〇

昭五六（一九八二）四月二七日

考案者 横堀智明 東京都足立区千住元町二五番二号

出願人 株式会社ノバ 松戸市三谷小台四丁目四番地の二四

代理人 弁理士 本多 輝雄

審査官 原 慧

参考文献 特開 昭五〇―三七九三一（JP、A）

実用新案登録請求の範囲

円筒状の把持ケースに始動モーターを内蔵し、ケース外側に操作スイッチを設け、ケース後側の端部材にクリップ付電源コードを通し、ケース前側の端部材より突出しているモーター軸に回転子を装着してある模型レーシングカー用スターターに於いて、前記回転子のモーターと反対側にモーター軸と同心の円筒部を突設し、且つ回転子の円筒部外周には環状の停止線を設けると共に、前記円筒部には停止線より一段と大径のゴム環を嵌合固着してなる模型レーシングカー用スターター。

考案の詳細な説明

本考案は模型レーシングカー用スターターに関するものであって、従来のこの種スターターには、円筒状の把持ケースに始動モ

ターを内蔵し、その回転軸に摩擦用ゴム環を装着した回転子を設けてあり、而してレーシングカーのエンジン始動に際しては、エンジンに連結しているフライホイールに回転中の摩擦用ゴム環を接触させているが、始動モーターの回転速度が非常に速い上に、第4図に示すようにゴム環を斜めにしてフライホイールに強く圧接するため、ゴム環がモーター側にずれて回転子より屢々外れる惧があった。しかるに、模型レーシングカーではスタート前の一定の短時間内に始動操作を確実に行わなければならないものである。そこで、本考案では上記従来の欠点を除去し、摩擦ゴム環の離脱する惧がなく、確実に始動走査できるスターターを提供しようとするものである。

次に図面につき本考案の実施例を説明すると、1はスターターであり、2は始動モーター3を内蔵した円筒状の把持ケースであつて、その下側には操作スイッチ4を付設してある。5はケース後側に設けた後端部材であつて、該後端部材にはクリップ6を連結した電源コード7が通されている。8は後端部材の脚部を示す。更に9はケース前側に設けた前端部材であつて、その上部には保護縁10を突設し、下部には前記脚部8に対応する脚部11を設けてある。

12は前端部材9から突出しているモーター軸であつて、回転子13を装着し、該回転子のモーター3と反対側にはモーター軸と同心の円筒部14を突設し、且つ回転子13の円筒部側外周には環状の停止縁15を設けると共に前記円筒部14には停止縁15より一段と大径のゴム環16を嵌合固着してある。更に、円筒部14の先端外周にはゴム環16の装着作業を容易にするために案内傾斜面14'を設けてある。又17は必要に応じ回転子13のモーター側にV溝18を介して形成したブリーを示す。なお第3図に示すようにV溝及びブリーを形成しない場合もある。

図中19はレーシングカーのエンジン20に連結したフライホイール、21はクラッチペルであつて、図示しないがピニオンギヤを介して動力軸に連結している。

上記構成の如く、本考案に於いては、回転子のモーターと反対側にモーター軸と同心の円筒部を突設し且つ回転子の円筒部側外周には環状の停止縁を設けると共に、前記円筒部には停止縁より一段と大径のゴム環を嵌合固着したから、このスターターを用いて模型レーシングカーを始動させるには、第4図に示す如くレーシングカーのフライホイール19に、回転中のゴム環16を接触させ

て行う。その際ゴム環は高速回転しており、且つゴム環を斜めにしてフライホイールに強く圧接されることにより、ゴム環にモーター側へ移動しようとする力が働くが、環状の停止15で抑止されるためゴム環の離脱する惧は全く存しない。従って、模型レーシングカーの始動操作を一定の短時間内に確実に行うことができるので安心して競技を行うことができる。又本考案は構成が極めて簡単であつて、容易に製作できる利点もある。

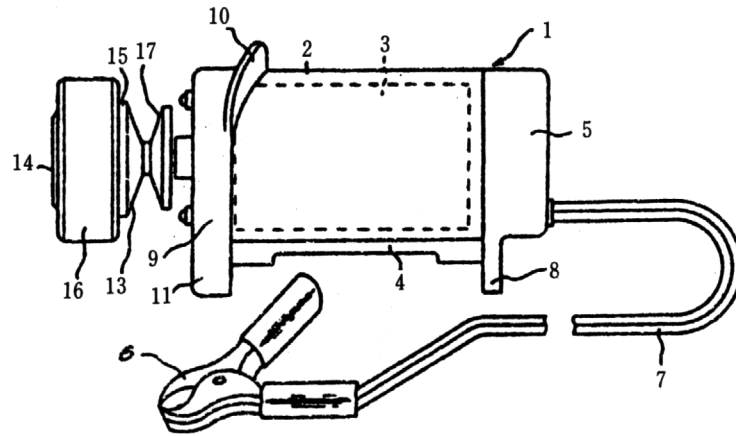
なお、実施例のようにV溝を介してプーリーを形成しておくこと、これにVベルトを掛けることにより、模型のヘリコプター、及びボート等を始動させる場合にも利用できる。

図面の簡単な説明

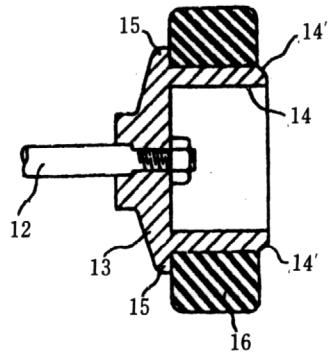
図面は本考案の実施例を示すものであつて、第1図はスターターの側面図、第2図は要部の断面図、第3図は別実施例の要部断面図、第4図は使用状態図を示す。

1……スターター、2……把持ケース、3……始動モーター、4……操作スイッチ、5……後部材、7……電源コード、9……前端部材、12……モーター軸、13……回転子、14……円筒部、15……停止縁、16……ゴム環、17……プーリー、18……V溝。

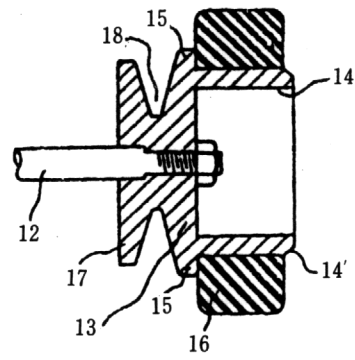
第1図



第3図



第2図



第4図

